

# 公益社団法人 日本技術士会 近畿本部繊維部会【会則】

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本部会の名称は、公益社団法人日本技術士会近畿本部繊維部会（以下「部会」という。）とする。

### (目的)

第2条 部会は、繊維に関する技術情報、その他有用な情報交換により、部会員および関係者相互の発展に寄与することを目的とする。

### (構成)

第3条 部会は、近畿本部管轄地域に属する技術士会正会員及び準会員をもって構成し、正会員は技術士登録による繊維部門の資格を有する者、準会員は技術士補となる資格を有する者（以下「部会員」という。）とする。

### (事業)

第4条 部会は、次の事業を行う。

- (1) 技術士の研鑽および技術の向上を図るため、講演及び見学等の研修会を開催すること
- (2) 繊維部門における技術士制度の普及及び啓発に努めること
- (3) その他部会の目的達成および技術士会の事業活動に必要な事項

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 部会には、次の役員を置く。  
幹事若干名

### (役職)

第6条 部会には、幹事の中から次の役職を置く。

部会長	1名
会計	1名
会計監査	1名

### (選出)

第7条 部会長は、近畿本部長が近畿本部管轄地域に属する正会員の中から近畿本部役員会の承認を得て選任する。  
2. 幹事は、部会長が推薦し近畿本部長に報告する。

### (職務)

第8条 部会長は、部会代表として部会の運営総括並びに議長となり、幹事会を招集し、統括本部、近畿本部等の重要事項等について報告等を行う。  
2. 幹事は、部会長を補佐すると共に第4条の事業を遂行する。  
3. 会計は、部会の会計管理を行う。  
4. 会計監査は、部会の会計を監査し、その結果を幹事会において報告する。

(任期)

第9条 部会長の任期は、1期2カ年で3期までとする。

2. 幹事の任期は、1期2カ年とする。ただし、再選を妨げない。幹事に欠員が生じた場合は、第7条により後任を選出し、補充する。

### 第3章 部会の会議

(種類)

第10条 部会の会議は、幹事会および全体会とする。

(幹事会)

第11条 幹事会は、原則3カ月1回程度開催する。又、部会長は必要に応じ、随時、幹事会を召集することができる。

2. 幹事は、幹事会に出席するものとする。

(全体会)

第12条 全体会は年に一度開催し、活動状況・計画、会計等に関する幹事会での決定事項の報告と意見交換を行う。

### 第4章 会計

(会計管理)

第13条 部会の会計は、統括本部繊維部会活動費の運用ルールに準じて会計管理を行う。

(会計年度)

第14条 部会の会計年度は、技術士会の会計年度に併せて、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(決算)

第15条 部会長は、毎会計年度終了後、速やかに作成された収支決算書をもって、会計監査を受け、幹事会の承認を得なければならない。

### 第5章 補則

(変更)

第16条 本会則の改正及び記載のない事項は、幹事会の議決において定める。

(施行・改定)

第17条 本会則は、公益社団法人日本技術士会近畿本部に提出し、平成25年4月1日から施行する。

2. 本会則の改定は幹事会の審議を経て行う。

以上

付則

施行：平成25年4月1日

改定：令和6年7月1日